

# 令和6年度第1回

## 茨城県国土利用計画審議会議事録

日時 令和6年7月26日（金） 午後1時30分から

場所 茨城県庁9階共用901会議室（水戸市笠原町978-6）

## 1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年7月26日（金） 午後1時30分から午後2時50分まで
- (2) 場所 茨城県庁9階共用901会議室（水戸市笠原町978-6）

## 2 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

## 3 議題

茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更について〔地振諮問第1号〕

## 4 議事の概要

### 【開会】

会議開催に必要な定員の充足（6名以上）を確認し、開会

### 【議事の公開】

審議事項について公開が決定された。

### 【議事録署名人指名】

谷口会長から、議事録署名人として田中委員及び中根委員が指名された。

### 【議案審議】

#### ○谷口会長

それでは、議事に入らせていただきます。

茨城県土地利用基本計画（計画書）の変更について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

配付資料を基に、事務局が説明

#### ○谷口会長

ご説明ありがとうございます。

それでは、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

#### ○A委員

計画の変更全体については、大きな意見というのはございません。特に今、農地などが減ってきているというのは、心配なところですけども、その中で、2点ほど要望がございます。

前回の審議会においてもお話しさせていただきましたが、1つは、営農型太陽光発電についてです。営農型太陽光発電は、農地を一時転用して、そのパネルの下で営農を行うというものですが、実際には営農が行われていないケースが大変多くあります。また、年々大

規模な営農型太陽光発電設備が増えてきているように思っております。今年4月に国の方でガイドラインが決められまして、不適切な事例は今後少なくなっていくというふうに思っておりますが、実際には営農が行われないような不適切な事例がまだまだあると思いますので、慎重な審査であったり、不適切な事例等については、是正勧告であったり、改善の措置をとっていただければと思います。

もう1点は、同様に前回の審議会でもお話しておりますが、外国人などによる農地の取得についてです。全国では、外国人により154ヘクタールの農地が取得をされたということですが、そのうちの48ヘクタールが本県における取得ということで、面積では全国の3分の1が本県の案件となっているそうです。外国人による農地取得を規制することはできないことは理解しているところですが、少し心配しているところですが、

そんな中で一番心配しているのは、外国人による遊休農地の取得です。遊休農地を取得して、これまた営農が行われないというようなことが散見されます。何のために営農もせずに遊休農地を取得しているのかというと、例えば、取得した農地は開墾もしない、またもちろん営農の実態も見えない一方で、農地を取得することによって農業者や農協の組合員という位置づけで銀行口座を作る、といったことがあります。これは、マネーロンダリングなどに繋がる懸念もあるので、同様に慎重な審査を行っていただければ、というところですが、

#### ○谷口会長

大変重要な問題をご指摘いただけたかなと思います。今回、参考資料の3ページに記載の国の国土利用計画の中の「国土の利用に関する基本構想」の1番のところで、「国土の管理水準の悪化」というキーワードがありますが、営農型太陽光発電の問題にしても、外国人の農地取得に関しても、国土の管理という部分に関わりますので、まさにそこに関する具体的な問題をご指摘いただけたものと思います。

今回の新計画の中に何か書き込むべき、というご意見ではなく、要望ということでよろしいでしょうか。

#### ○A委員

はい。外国人の農地取得等については、どうしても農業に新規参入される方や担い手が少なくなってきた中で、こういう事例はこれから増えていくのではないかと考えられます。外国人が実際に営農されている好事例もありますが、遊休農地の取得の場合は別の目的があるのではないかと感じてしまうこともありますし、取得した農地での開墾、営農がきちんとされて、農地化されるのかということも含めて、例えば県の条例ですとか、拘束力がないかもしれませんけれども、市町村での審査や、その後の指導といいますか、管理といったものをしてもらえればと思います。

特に、基盤整備や区画整理等を行う場合に、農地の最終的に持ち主がわからないとか、不在地主であるとか、ただ名義だけ、というようなことがあると、なかなか地域の合意が得られない。また、農地を取得した外国人が実際に営農をはじめても、農協の生産部会が決める出荷規格等にきちんと対応してもらうためにも、拘束力のようなものが伴いませんと、県の進める農畜産物のブランド化も困難になると思いますので、そういった部分も心

配しております。

### ○谷口会長

わかりました、ありがとうございます。

委員の方からいくつかご意見、ご質問が出たうえである程度まとめて事務局からお答えいただいた方がいいかなと思いますので、今のお話は後ほど事務局からコメントいただければと思います。

他にございますか。

### ○B委員

今回の新しい計画案に関しては、今まで以上にカーボンニュートラルの実現であるとか、気候変動の影響が色々と実際に出てきていて、茨城県自身が非常に大きな被災地になったこともございましたけれども、そういったことが前面に出て記載されていて、全体的には私も非常に良いな、と思いながら見ておりました。

その中で1点、私の立場から強調するのであれば、47都道府県のうち唯一茨城県だけが2050年カーボンニュートラルの目標をまだ明確に発表していない、他の46都道府県は全て目指しますというふうに発表しているが、茨城県はそれができていない状況です。

多分これは茨城県の産業構造であるとか様々な要素を真剣に考えられたうえで、安易に目標を設定できない、という事情があることはもちろん理解はしているのですが、同様の問題を抱えている自治体は他にもある中で、唯一目標を発表していないというのはやはり少し目立つ状況になっています。

そういった中で今後は、県もできればカーボンニュートラルという目標を設定できるように、様々な分野でカーボンニュートラルに向けた取組というものをしていかななくてはいけないと思います。今でも様々な取組を行っていることはもちろん理解したうえで、今以上に頑張っていく必要があると思います。

その1つとして、森林に関してですが、森林を保全する必要性については、すでに色々と計画に書き込まれているとおりなのは、私以上に専門の方の方がお詳しいと思いますが、カーボンニュートラルの視点で言うと、木を切ってはまた新しく植える、という森林の適切な管理をすることで、森林による炭素固定の効果が高く維持されるといった状況になるので、森林の適切な管理は非常に注目されているところであります。

茨城県だけではなく、全国的に森林の適切な管理という問題がある中で、森林面積自体は維持されるとしても、森林の高齢化というか、古い木が長く植えられている状態が続いてしまうということが予想されていて、そうすると森林の炭素固定効果が落ちてしまうというのは、結構大きな問題ではないか、といったような議論があります。

森林の保全については、もちろん、災害の防止とか、そういった視点も非常に重要ですが、今申し上げたような、炭素をきっちり蓄えておくという効果でも非常に重要なので、それについて、どこかで言及していただけるとよろしいかなというふうに思いました。

### ○谷口会長

ありがとうございます。これも後ほど事務局からコメントいただくとともに、該当箇所

について、加筆のコメントをいただいたということですので、そこも含めてよろしく願います。

## ○C委員

先ほどのA委員のお話も、今のB委員のお話も、全くそのとおりだと思いますが、最大の問題は、特に森林などは、適切に管理すべきであるとわかってはいても、実際にやる人がいない。放っておきたいわけではないが、やる人がいないので放置されてしまう、という状況にあると思います。

農地なども、担い手がいなくなり、放置されたことで、荒廃した草むらのようになってしまっていて、この状態が自然災害にも繋がりがねない、ということが問題だと思います。

なので、計画の内容は全くそのとおりで何の異論もないのですが、「誰がやるのか、そのお金はどこから来るのか」、いう点が裏付けになれば、実効性が担保されないのではないのでしょうか。

先ほどのA委員のお話にもありましたが、私の実家がある地域では、高齢化で営農がづらい、ということで農業を辞める人が多く、農地がどんどん草むらになっています。

このような現実を踏まえて、この計画書の中にも、優先的に農業としてきちんと作物を作る地域と、牧草地など粗放的な管理でいい地域に分ける、といった記載を入れるべきなのであろうと思います。

そうすると、権利関係の調整をどうするのか、という話が出てきます。先ほどA委員から、外国人に農地を売っている、という話がありましたが、農地の転用がなかなか認められないこともあって、登記上の名義人が農地を管理しきれなくなり、誰でもいいから売ってしまおうみたいな形になったために、悪用されてしまっているという部分もあるのだと思います。

管理しきれない土地については、所有者と購入希望者の相対のみでのやり取りだけではなく、誰がその土地を引き取れば管理や有効活用ができるのか、といった観点で相対の取引だけではなく仕組みもなければ、非効率な活用がされたり、悪用されたりしてしまうという形になるのではないのでしょうか。

したがって、計画の方向はこれで何ら異論はないのですけれども、担い手の問題やお金は誰が払うのか、といった裏付けがあつたうえでの基本計画という形で進めてもらえるといいのかな、と思います。

## ○谷口会長

重要なお指摘ありがとうございます。

「管理」という言葉も入っているので、管理するのであれば、誰が主語ですか、といったやりとりは事前にも事務局としてはいたのですが、ご指摘のとおりということです。ありがとうございます。

他にございますか。

もしなければ、私の方から、文面で若干気になったところが何点かあるので、資料1-3の具体のページ数と合わせてコメントさせていただければと思います。全体としては、各委員さんご指摘のとおり、形としてはよくできていると思いますが、細かい文言の点で

若干気になったところが何点かございます。

資料1-3の7ページ左側の新計画中、(2)「安全・安心な県土利用の実現の重要性」のところで、国の国土利用計画において水害がメインに書かれているからだと思いますが、「水害等の」という、「水害だけ」のような印象を受ける文章になっています。現計画では「東日本大震災をはじめとする」、と地震の話も入っていましたが、色々な災害がありますので、災害については広めに取られた方がいいのではないかと、ということが1点目です。

2点目は、8ページから9ページの左側、(4)「広域交通ネットワークの整備による新たな交流・広域連携の推進」の部分です。この項目は、右側の現計画では他の項目と比較して記載量が多く、バランスが悪いのではないかと、事前に事務局にコメントしていたので、記載量を減らしていただいたのですが、今回は若干減らし過ぎかなと思っています。特に、左側の新計画を見ると、常磐線、つくばエクスプレスなどについては言及されていますが、ローカルな交通が今本当に弱っている状況についての記載がない状況です。

県の方でも、ローカルな交通をどうしていくかということを議論されていると思いますし、地方交通の足となっていることも含めると、支えていかないといけないというようなことを、困難かもしれませんが、方向性としては書いておいたほうがいいのではないかなと思います。

9ページの下の方ではインバウンドの記載などが新たに入ってきていまして、インバウンドも悪くないですけども、外国人よりもまずは県内の住民のことを考えて欲しい、という趣旨でございます。

3点目は10ページの左側の(5)「デジタルの徹底活用と官民連携による地域課題の解決」の部分です。方向性については、国の計画にも記載があるのでこれでいいと思いますが、真ん中あたりに、最近の決まり文句ですけども、「行政中心の取組には限界がある」と記載されています。行政に頑張ってもらわないと色々なことがうまくいかなかったり、民間だけに任せておくととんでもないことになったりすることというのが結構ありますので、「行政は何もできません」といったことは計画に記載しない方がよいのではないかと、というのが3点目です。

次は20ページの部分です。これも、左側の新計画では右側の現計画から記載内容が減っておりますが、「互助・共助・公助」といったキーワードは、国の国土利用計画で記載を削除した、というものではないので、県計画で記載を削除する必要があるのかな、という点が気になりました。

また、左側の新計画において、関係人口に関する記載を新たに加えられたのは良いと思いますが、関係人口関連の県における具体的な施策があるのかどうかよくわかっていないので、そこはまた機会があれば教えていただければ、というのが20ページです。

次は22ページの市街化調整区域の部分です。右側の現行計画で記載されていた、「緑地」に関する記載を無理に削除する必要はないかなと思ったのですが、なぜ削除しているのか、ということ。

また、24ページの右側の現計画にも生物多様性などに関する記載がありましたが、左側の新計画では削除されています。今回、国の国土利用計画でも、30by30などを重視すると記載されているのに、あえてこの生態系の記載を削除している理由がよくわかりません。同様に、25ページの水源かん養などの記載についてもそうですよね。

新計画においては、特に環境面に関して、わざと後退させているような、そういった作りこみに見えるところがありますが、そこは何か理由があるのでしょうか。

以上が気になった具体の文言です。

他にいかがでしょうか。ご意見等いただけない委員の方、よろしいですか。

特にご意見ないようですので、委員の方からのコメントや加筆要求などがあったかと思いますが、事務局側からどんな順番でも結構ですけれども、お答えいただけますでしょうか。

## ○事務局

A委員から営農型太陽光発電の話や、農地を外国籍の方々が取得することについて、お話をいただきました。どうもありがとうございます。

まず、営農型太陽光発電についてでございますが、営農をする予定だということで農地転用の許可を受けたにもかかわらず、実際には営農がされていない事例があるとのことでした。そこはしっかりと市町村に見てもらおうこととなりますが、県としても、しっかりと管理していくことが基本的な考え方であると思っております。

また、今年度の通常国会で、食料安全保障の確保という観点から、農地転用について厳格化する趣旨の法律が国会に提出され、成立しているところでございます。その運用面の詳細については、これからということですが、そういった趣旨を踏まえまして、国と連携しながら市町村に対して必要な助言や指導を行っていきたい、と考えております。

2点目の外国人による農地の取得についてでございますが、こちらについても、市町村と協力して、しっかりと見ていくということに尽きると思います。A委員からお話がありましたとおり、日本国籍の方と外国籍の方で、差別的な取扱いをするっていうのが、国際的な問題もあって、制度上なかなか難しいということだと認識しています。

ただ一方で、これは仮の話でしかないですけども、万が一、現行制度下で、本当に都合の悪い状況が出てくれば、国の方でも対策を考えていくということになり得ると思いますので、国の対応を注視していきたいと考えております。

C委員からも、農業をすべきエリアと、粗放的な管理とするエリアをどうするのか、というお話があったかと思えます。こちらについては、2022年の通常国会で改正された農業経営基盤強化促進法という法律がございまして、その中で、おおよそのイメージとしては字単位になりますが、市町村において地域計画というのを作っていただくことになっております。

その地域計画の中では、担う者も記載することになっておりますが、規模を拡大して効率的に農業をしっかりと進めていくべき農地と、手が入られないような場所にあるために粗放的な利用をしていく農地、というような形で、どういう土地をどういう利用の仕方をしていくか、といった内容を定めることとしております。その策定の期限が、今年度いっぱいということになっており、現在、市町村の方で、計画の策定に取り組んでおりますので、県としても、その取組をしっかりとバックアップしていきたいと思っております。

お答えになっているかどうかわかりませんが、私からは以上でございます。

## ○谷口会長

お答えにはなっていないですけども、それ以上のお答えもできないのかなと思います。国と市町村があるから県は知らないよ、というのが今のお答えの一言のような感じがしてしまいますけれども。

他にも事務局からお答えがあると思いますので、とりあえず進めていただければと思います。

#### ○事務局

B委員からのご意見、カーボンニュートラル宣言の件でございます。

今後県としても宣言をするか否かにつきましては、今は明確に申し上げられませんが、直ちに状況が変わるものではないと認識しております。

現状、宣言はしておりませんが、県としてやれることはきちんとやっております、カーボンニュートラルの実現に向けて、しっかりと取り組んでいくという姿勢には変わらないということで、お答えさせていただきます。

#### ○谷口会長

はい。それぞれご質問いただいた方からまた後でコメントをいただきたいと思いますので、引き続き事務局からお願いします。

#### ○事務局

B委員から、森林を適切に管理することによる、炭素固定の効果や、森林の高齢化についてのお話がありました。

委員のおっしゃるとおりでございます、茨城県の人工林、これはスギ、ヒノキ林でございますが、県では植えてから51年経過した木について伐採することを進めておりますが、県内の民有林では7割から8割程度という相当な量がこの伐採の時期に来ております。そういったことから、森林湖沼環境税を活用させていただきながら、伐採と植栽を進めているところでございます。

森林湖沼環境税を活用した補助につきましては、伐採後の植栽に対して、コンテナ苗による植栽であれば、標準経費の10分の10を補助する、といった形で県としても適正な森林整備がなされるよう、進めているところでございます。

B委員から森林の炭素固定効果の加筆についてのご意見がございましたけれども、資料1-4、計画の原案の7ページの一番下から10行目ぐらいのところに、森林経営の集約化などによって、森林を整備していくということや、カーボンニュートラルについての記載がございます。

それともう1点、11ページの下の方でございますが、(3)の森林地域に赤字で「森林を適正に管理することにより、森林資源の循環利用を推進」という記載がございます。

表現がわかりづらくて申し訳ないですけども、我々は「循環利用」という文言を、切って、使って、植えて、育てるといような意味合いで使っております。こちらが伐採して再造林するという意味合いでございます。

そのあとに水源のかん養、山地災害の防止といった記載がございますが、ここにカーボンニュートラルというような記載を入れるかどうかについては、検討させていただきたい

とっております。

#### ○谷口会長

はい。ありがとうございます。

#### ○事務局

谷口会長のご指摘についていくつかお答えさせていただきます。

まずは資料1-3の7ページ、自然災害について水害等という形でまとめてしまっておりますけれども、もちろん水害だけではなく他にも災害がございますので、いくつか列記することについて検討させていただければと思っております。

また次の8ページ、広域交通ネットワークのところ、ローカルな地域交通の話にも言及するべきではないかというご指摘、もっともだと思いますので、書き方について関係課と相談のうえで、検討させていただければと思っております。

続きまして10ページの「行政中心の取組には限界がある」という記載ですけれども、国土形成計画の記載内容を参考にしながら記載したところではありますが、会長のおっしゃるとおりの部分もあるかと思えますし、国の計画どおりに書くのがいいのか悪いのか、というところもございますので、そこも含めてまた改めて検討させていただきたいと思っております。

次に20ページの互助、共助等についての記載を削除した部分ですが、こちらも国の国土利用計画の記載が変更されたところもあって、削除してしまっている部分もありますけれども、会長のおっしゃる互助、共助の考え方等について、記載の必要性について改めて検討し、ご相談させていただければと考えてございます。

次に22ページについてですが、国の都市計画運用指針の記載に合わせて書きぶりを修正したというところがございます。もし都市計画課から補足があれば後ほどお願いできればと思えます。

最後に24ページの森林地域についてですが、こちらも、林政課から補足があればと思えますが、直近の施策等々を反映し、現計画の書きぶりを変更したところではありますけれども、会長のご指摘も踏まえ、改めて林政課とも調整、検討させていただき、ご相談させていただければと考えてございます。

#### ○谷口会長

はい。ありがとうございます。

ここで即答いただこうと思っているわけでもないのですが、そこは中で検討いただければ構わないのですが、せっかく今まで頑張っていたものが後退するような書きぶりになってしまったらもったいないな、と思ったというところがございます。

一通り事務局からお答えいただきましたけれども、回答内容も含めてまたご意見、ご質問等ございますか。

#### ○D委員

資料1-3、新旧対照表の13ページの部分で、低未利用土地と空き家問題について記載

いただいたことは、個人的にはとてもよかったですと思います。

立場上、空き家問題ですとか、所有者不明土地についての問題について、市町村などからご相談を受けるケースがかなり増えているところでして、明確に記載いただくことはいいと思っておりますが、13ページの5行目で、「所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化」、という記載について、どのように連携し、どのように解決に導くのかといった部分について、具体的にどのようなことを想定されているのかがよくわからないので、ご説明いただきたいと思います。

#### ○事務局

こちらは、直接の担当課が土木部の住宅課等になりますが、本日は出席しておりませんので、この連携という部分が具体的に何を指すのかについてお答えできず大変恐縮ですが、国の国土利用計画の方でも、「所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図る」という記載がございまして、県計画においてもそれにならって記載をしているというところがございます。

具体的にどういった施策を指すのか、ということについては、土木部に確認のうえ、後日回答させていただければと思います。

#### ○谷口会長

ご指摘を受けると、確かにこれはどう連携するのかわからない。書いている人はわかって書いているわけですから、そこも含めて、思考停止して写さないでくださいね、というのがコメントになります。

県の存在意義って、県で考えるっていうことがすごく大事なので、必ずしも国と同じはずとは限らないし、市町村が権限を持っているとは言っても、やはり県の力は偉大だと思いますので、そこはしっかり指導力を発揮してやっていただければと思います。

あと1点だけ、細かい質問ですが、事務局から森林湖沼環境税の話が出てきましたが、これは目的税ですよ。ですから、どのように森林湖沼環境に生かされたのか、というのは、どこかを見たら公表されていますか。

#### ○事務局

はい、林政課のホームページで公表させていただいております。

#### ○谷口会長

どのような事業で使っているのでしょうか。

#### ○事務局

林業の成長産業化として、先ほどお話がありましたが、伐採時期が来ている状況で、伐採後に放置されると災害の危険性もでてきますので、伐採後に植栽していただくというような施策。それと、伐採後は木材を製材して利用していただかなくてはならないということで、木材利用のため特徴ある木造建築物に対する民間施設等への補助とかですね、あとは県有施設などの木造化、そういったものを進めております。また、県民に森林や湖沼等

の理解を深めていただくということで、子どもたちを対象として、バスで森林地域に行くといった森林林業体験学習などに使わせていただいております。

#### ○谷口会長

また確認させていただければと思います。どうもありがとうございます。

#### ○事務局

補足でございます。C委員から森林の管理や、農地の管理の担い手をどうするかというお話があったと思います。

農林水産部の担当になるかなとは思いますが、例えば、農林に関して言えば、昨年、茨城農業の将来ビジョンを策定し、儲かる農業を目指していく。収入が上がらないと、どうしても担い手は確保できないということで、儲かる農業というのを目指しながら、担い手についても確保していこうという取組を行っています。直接的に関係するかはわかりませんが、例えば、荒廃農地の再生面積については、本県は全国1位になっているといった実績などもございます。

森林についても、森林経営の集約化などを一生懸命進めておきまして、経営をきちんと向上させながら、森林や農地の管理にもつなげていければと考えております。

また、谷口会長から関係人口関連の施策について、県では何をしているのかわからない、というお話があったかと思っております。

移住ですとか二地域居住をすぐに進められればいいですけども、まずはそこに結びつく前段階、予備群としての関係人口を増やしたいということで、一昨年からは、首都圏の副業人材といった方を県内の企業とマッチングして、その企業が抱える課題、あるいは新しいチャレンジ、そういったものに向かって両企業や、業種で協力しながら進めていくことで、あるいは東京で関係人口創出のためのイベントを市町村などと協力して実施し、茨城での生活や観光などに関心をもってもらおう、といった事業も今進めております。

#### ○谷口会長

どうもありがとうございます。

一通りご意見いただいて、ご回答もいただいたところですが、他に追加で何かございますか。

#### ○C委員

揚げ足をとるような話で恐縮ですけども、儲かる農業というか、農業に限らず林業も、儲かればやる人が増える。だから儲かる農業を目指す、儲かる作物を増やしていく。これはそのとおりで、それが違うって言うわけではなく、ただ一方で、儲からない農業があって、その部分でどんどん担い手が減って。荒廃してしまっている。

森林についても、切っても儲からない森林は、道もつけられないので、どんどん荒廃してしまっている。どうやっても儲からないから、誰も手をつけないで荒廃していくという部分が問題なのではないかと。こういった農地や森林の面積がそれなりにあるので、大変じゃないですか、ということをおっしゃっているのだから、県でいろいろ取組んでいること

に意味がないとか、そういうことを言っているわけではありません。儲からない人達がいるということが最大の問題なのではないか、というところです。

#### ○谷口会長

ありがとうございます。関係人口の話も、儲からなくてもいいから、自分の生きがいとしてやりたい、という若い人が実は一部農村とかに入ってきているので、必ずしも企業目線で儲からないといけない、という話ばかりでもないような気もしているので、そういう意味でも、関係人口をうまく生かしていただければ、というふうにも思います。

いろいろ、厳しめのコメントもあったかと思いますが、12月まで時間は十分にあるかと思えますので、中でしっかり揉んでいただいて、茨城県として本当にいいプランにしていただけるとありがたいなというふうに思います。

今後、市町村や国とも意見交換していただきながら、最終案のとりまとめ、よろしくお願いいたします。

特に何も無いようでしたら、以上で、この審議会の議事、私の進行としては終了させていただきます。委員の皆様のご協力に感謝を申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

---

#### 【閉会】

委員への感謝の意を表し、閉会

## 令和6年度第1回茨城県国土利用計画審議会 委員出席状況

選出区分	氏名	所属等	出席
県議会	海野 透	茨城県議会議員	欠席
文教	大内 晶子	常磐短期大学准教授	欠席
土地問題	大月 一代	茨城県不動産鑑定士協会副会長	出席
自然保護	金森 有子	国立環境研究所主幹研究員	出席
商工業	笹島 律夫	茨城県経営者協会会長	出席
林業	佐藤 信聡	茨城県森林組合連合会監事	欠席
福祉	竹之内 章代	茨城県社会福祉士会会長	出席
法律	田中 美和	弁護士	出席
都市問題	谷口 守	筑波大学教授	出席
労働問題	中根 麻里	日本労働組合総連合会茨城県連合会副部長	出席
農業	八木岡 努	茨城県農業協同組合中央会会長	出席

(50音順、敬称略)